

食肉リースの活用で 食肉処理・加工・販売の 合理化を!

メリット1

希望する機械の リースが可能

お客様の経営規模や機械の使い方、スペースなどを考慮して、お好きな機械やメーカーを選定することができます。

メリット2

自己資金の 有効活用

リースに当たって、頭金などの資金を用意する必要はありません。また、リース料のお支払いは、年1回払い、又は年4回払いが選択できる上に、初年のリース料の負担を軽減するため、年額のおよそ1/3になっています。

メリット5

リース物件が、 ご自分のものに

リース期間が終了したリース物件は、譲渡代金をお支払いいただいた後、お客様のものになります。

ちくかんリースの

5つのメリット

メリット4

衛生管理機械は、 低い附加貸付料率

冷蔵・冷凍車(「軽」、車台、コンテナも含む)、洗浄機、内臓処理機、室内衛生管理機器のリースは、基準料率から、さらに料率を引き下げています。

メリット3

利用しやすい 附加貸付料率

附加貸付料率の基準料率は、(株)日本政策金融公庫の利率などを参考に決めているため、低い附加貸付料率の上、譲渡代金(取得価額の10%)には附加貸付料率をかけていませんので、リースを利用しやすくなっています。

ちくかんリースの手続きと流れ(基本)

1

リース物件の選定

希望するリース物件は、

お客様自身が販売業者と交渉の上、機種等を決定し、当機構あての見積書を依頼します。

2

リースの申込み先

リースの申請書は、

お客様が所属する団体(下記)に提出します。

【団体の例】

- 食肉事業協同組合連合会
- 食肉事業協同組合
- 食肉業務用卸協同組合
- (一社)日本畜産副産物協会 など

申請書は、各団体を通じて畜産環境整備機構に提出されます。

3

契約の締結・発注

畜産環境整備機構は、

申請書を審査し、お客様とリース契約を締結の上、販売業者と売買契約を締結し、リース物件を発注します。

4

リースの開始

お客様が申請するリース物件を確認(検収)後、

リースが開始されます。

5

リース料のお支払い

リース期間中は、

リース契約に基づいて、年1回又は年4回のリース料をお支払いいただきます。

6

リースの終了・譲渡

リース期間満了後、譲渡代金のお支払いをもって、

リース物件の所有権がお客様に移転します。

●お問い合わせ先

一般財団法人 畜産環境整備機構

電話:03-3459-6300(代表) e-mail leio@leio.or.jp ホームページ:http://www.leio.or.jp